

[事案 29-228] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 10 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

入院期間のうち外泊した日数分について災害入院給付金が支払われなかったことを不服として、うち一部日数分の給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

鎖骨骨折により入院したため、平成 21 年 9 月に契約した利率変動型積立保険の総合医療特約に基づき災害入院給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして、入院期間中外泊をした日数分は不支払いとなった。しかし、このうち一部は他院通院や医師からの外泊命令といったやむを得ない理由により入院先の病院を離れざるを得なかったものであるため、当該日数分の災害入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

外泊した日については、入院の必要性はなく、かつ、現実に入院していないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、外泊の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、外泊をして受診した医療機関は日帰りで通院可能な場所にあることから外泊する必要性はなく、医師からの外泊命令については病院から退避が要請されたものではないことを申立人自身が認めていることからやむを得ない外泊であったとは言えず、これらの外泊期間は約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当しないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。